

細則 5—4

(公社) 全日本小品盆栽協会 小品盆栽展覧会開催規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本小品盆栽協会（以下、本協会と称する）「定款」第5条に基づく小品盆栽展覧会（雅風展、春雅展、秋雅展、北陸雅展、東海雅展、九州雅展）を開催し、小品盆栽の普及発展に努めることを目的とする。

(展覧会の名称)

第2条 本協会の主催する展覧会は、次のとおりとする。

- 2 展覧会の名称は冠として“小品盆栽フェア”を使用する。
- 3 雅展の名称は、「雅風展」「春雅展」「秋雅展」「東海雅展」「北陸雅展」「九州雅展」とする。「雅風展」以外の展覧会を「雅展」と総称する。

(会期と開催地)

第3条 雅風展及び雅展は次のとおりの開催を基本とする。

- 1) 「雅風展」 毎年 1月 於：京都府
- 2) 「春雅展」 毎年 3月 於：大阪府
- 3) 「秋雅展」 毎年10～11月 於：東京都
- 4) 「北陸雅展」 毎年10月 於：北陸3県に於いて持ち回り開催
- 5) 「東海雅展」 毎年2月 於：愛知県
- 6) 「九州雅展」 毎年10月 於：熊本県

(主 催)

第4条 雅風展及び雅展開催の主催は次のとおりとする。

- 1) 「雅風展」 (公社) 全日本小品盆栽協会、京都市、京都新聞社
- 2) 「春雅展」 (公社) 全日本小品盆栽協会 関西支部
- 3) 「秋雅展」 (公社) 全日本小品盆栽協会 関東支部
- 4) 「北陸雅展」 (公社) 全日本小品盆栽協会 北陸支部
- 5) 「東海雅展」 (公社) 全日本小品盆栽協会 東海支部
- 6) 「九州雅展」 (公社) 全日本小品盆栽協会 九州支部

(運 営)

第5条 「雅風展」は、本協会の本部が直轄する全国規模の展覧会であり、本協会の主催する展覧会として最高位にランクする展覧会である。運営は雅風展実行委員会が

- 当り、実行委員会は協会理事、協会実行委員、日本小品盆栽組合が推薦し協会が
適当と認めた実行委員で構成し、企画立案、実行し、事後フォローの全てを行う。
- 2 各「雅展」は、各支部が主催し、実行委員会を理事及び支部が推挙した会員で組織し、1項に準じて運営に当たる。
 - 3 雅風展の運営に当たり、本協会の細則4-2（別表）職務分掌表及び雅風展実行委員会の役割分担表（第5条第2項）を遵守するものとする。
 - 4 雅風展及び各雅展の運営は、独立採算制を原則とする。

（雅風展の展開）

- 第6条 雅風展の展開は、雅風展実行委員長が作成し理事会で承認された開催要項と収支予算書に基づき、実行委員長が最高責任者として実行する。
- 2 実行委員長は、開催要項を実行するため、各実行委員役割分担表を作成し、開催に支障を来さないよう万全の体制を整え、実行委員に協力を要請する。
なお、実行委員及び支部長、協会認定講師は担当支部からの雅風展出展への応募者の推挙に鋭意努力するものとする。
 - 3 小品盆栽愛好家の育成に成果の実りある、優れた企画力を発揮し、実行することに努めることとする。
 - 4 出展作品の審査は、雅風展審査規程に基づき、厳正に行う。
 - 5 「悠雅」小品盆栽・盆器の登録審査の当年度の入賞作品を公開展示する。
 - 6 開催に当たり、実行委員長は実行準備委員会・実行委員会を開催し、詳細の確認を行う。
 - 7 展覧会終了後、実行委員長は実行委員による反省会を開催し、次回に備える。

（雅展の展開）

- 第7条 雅展の開催は、各雅展実行委員会が企画した開催要項及び収支計画書に基づき実施する。
- 2 雅展の開催は、雅展の実行委員長が最高責任者として、これを全て取り仕切ることとする。
 - 3 開催と運営の方法は、第5条の「雅風展」を規範として、地域の特性を生かし小品盆栽の普及と愛好者の拡大に努めるものとする。

（雅展本部負担金）

- 第8条 本協会の本部は、各雅展の開催運営費の援助として「雅展本部負担金」次の支給基準に従って支給する。

- 1) 100席以上 50,000円
- 2) 100席以下 30,000円

(雅風展及び雅展開催の提出書類)

第9条 雅風展及び雅展の開催に当たり、協会本部に提出する書類は 次の細則規程を遵守して提出するものとする。

細則3-1 支部規程、細則3-2 認定会規定、細則4-1 事業執務規定

細則3-7-1 会計処理規程、細則3-7-2 会計基準(勘定科目)

細則3-7-3 事業計画・予算、事業報告・収支報告作成規程

(細則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が業務執行理事と協議して別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日公益社団法人設立登記をもって施行する。

この規程は、平成27年12月3日をもって改訂施行する。